

平成26年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

図総務課 ☎32-2054

情報公開制度		個人情報保護制度										
請求件数	32件 (全部開示 7件・一部開示 16件・不開示 9件)	実施機関	届出件数									
対象行政文書	107件	市長	417件									
行政文書の内容	財務関係	10件	教育委員会	67件								
	入札関係	15件	選挙管理委員会	17件								
	建築関係	1件	公平委員会	1件								
	農業関係	1件	監査委員	1件								
	上下水道関係	72件	農業委員会	13件								
	議会関係	4件	固定資産評価審査委員会	1件								
	教育関係	1件	水道事業管理者	5件								
	その他	3件	議会	2件								
異議申立ての件数とその処理状況	前年度からの継続審査	50件	合計	524件								
	今年度異議申立て	9件	1. 自己情報の開示の請求	12件								
	取下げ	0件	実施機関	請求件数	全部開示	一部開示	不開示	却下				
	決定内容	認容	0件	市長	10件	3件	3件	3件	1件			
	一部認容	8件	市長以外	2件	2件	0件	0件	0件				
	棄却	11件	合計	12件	5件	3件	3件	1件				
取下	0件	2. 自己情報の訂正などの請求	0件	実施機関	前期継続	今期中立	取下	決定内容			次期継続	
次年度への継続審査	40件	市長	14件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	11件	0件	6件
		市長以外	5件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	2件
		合計	19件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	14件	0件	8件

後期高齢者医療被保険者証の簡易書留郵便での送付

図保険年金課 (市役所1階8番窓口) ☎32-2073または各支所・出張所担当課

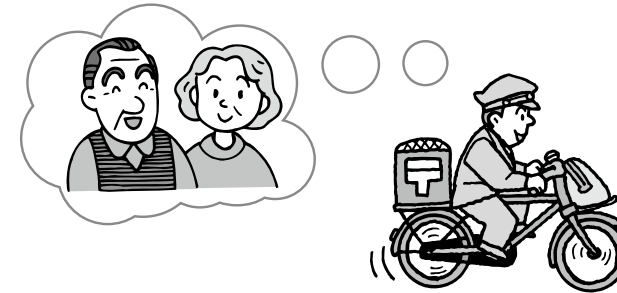
8月1日から、後期高齢者医療制度の被保険者証が更新されます。

市では、新しい被保険者証を普通郵便で郵送しますが、簡易書留郵便での郵送を希望する人には、申し込みにより簡易書留郵便にて送付します。

郵送時期 7月下旬

申込方法 保険年金課または各支所・出張所担当課に、電話または直接申し込む(住所や氏名などを確認します)

締め切り 6月30日(火)



B型肝炎ワクチンの接種費用の一部助成

図健康増進課 ☎32-2069

4月から、子どもを対象に、B型肝炎ワクチンの接種費用の一部を助成しています。

対象 生後2カ月～1歳未満児

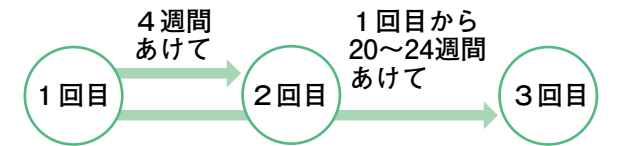
助成額 1回あたり3,000円

助成回数 3回まで

接種方法 協力医療機関に

予約をして接種する

接種スケジュール 生後2カ月から開始し、3回接種



※医療機関が定める接種料金との差額は自己負担
※協力医療機関など、詳しくはお問い合わせください

ひとり親家庭等医療費受給資格の更新

図こども課 (津山すこやか・こどもセンター) ☎32-2065または各支所・出張所担当課

ひとり親家庭等医療費の給付を受けている人が、7月以降も引き続き給付を受けるためには、受給資格の更新手続きが必要です。

期間 6月1日(月)～12日(金)

持ってくるもの

- 更新申請書 (該当者に郵送します)
- 健康保険証のコピー (世帯全員のもの)
- 印鑑 (シャチハタ不可)

※この他の書類が必要になる場合があります。該当の人へは、更新申請書を送付する際に個別にお知らせします

※詳しくは、お問い合わせください

現在受給していない人でも、前年中の所得状況によっては7月以降に受給資格を取得できる場合がありますので、前年中の所得が確認できるようになる6月以降にご相談ください

心身障害者医療費受給資格の更新

図障害福祉課(市役所1階10番窓口) ☎32-2067 ☎32-2153または各支所・出張所担当課

心身障害者医療費の給付を受けている人が、7月以降も引き続き給付を受けるためには、受給資格の更新手続きが必要です。

期間 6月1日(月)～12日(金)

持ってくるもの

- 更新申請書 (該当者に郵送します)
- 健康保険証のコピー
- 印鑑 (シャチハタ不可)

※この他の書類が必要になる場合があります。該当の人へは、更新申請書を送付する際に個別にお知らせします

※詳しくは、お問い合わせください

現在受給していない人でも、前年中の所得状況によっては7月以降に受給資格を取得できる場合がありますので、前年中の所得が確認できるようになる6月以降にご相談ください

日本赤十字社社費募集

図生活福祉課 (市役所1階12番窓口) ☎32-2063

日本赤十字社は、明治10年、日本赤十字社法に基づいて設立されました。その事業は、日本赤十字社を通じて社会に奉仕をしようとする人(社員)から寄せられる協力資金(社費)によって支えられています。

本年度も町内会を通じて、社員の新規加入や社費の継続納入を募集しています。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

社費(年額) 普通社員=500円または1,000円、特別社員=2,000円以上

社費の用途 大地震などの災害救護活動(救護班の派遣、毛布などの物資の備蓄や供出など)、赤十字奉仕団(人道的な活動を実践するボランティア組織)の活動、AEDを使った救命救急法などの講習会など

戦没者などの遺族に対する特別弔慰金の支給

図生活福祉課 (市役所1階12番窓口) ☎32-2063

戦後70年に当たり、国が弔慰の意を表するため、軍人・軍属などとして戦争で亡くなられた人の遺族のうち、支給要件を満たす人に特別弔慰金を支給します。

支給内容 記名国債(額面25万円、年5万円ずつ5年償還)

交付時期 平成27年12月以降

申請期間 平成30年4月2日まで

※支給要件を満たす遺族が複数いる場合は、戦没者との続柄などから、決められた順位により、上位1人のみに支給されます

※支給要件や申込方法など、詳しくはお問い合わせください。また、要件の確認には、時間がかかる場合がありますが、ご了承ください